

議案第148号

川崎市議会議員及び川崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市議会議員及び川崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成19年11月26日提出

川崎市長 阿部孝夫

川崎市議会議員及び川崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

川崎市議会議員及び川崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成5年川崎市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第141条第8項」の次に「、第142条第11項」を加え、「及び法」を「、長の選挙における法第142条第1項第5号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成並びに議員及び長の選挙における法」に改める。

第9条を第12条とする。

第8条中「第6条後段」を「第9条後段」に改め、同条を第11条とし、第7条を第10条とする。

第6条中「第8条各号」を「第11条各号」に改め、同条を第9条とし、第5条の次に次の3条を加える。

（選挙運動用ビラの作成の公費負担）

第6条 候補者（長の選挙における候補者に限る。）は、第8条各号に掲げる

区分に応じ同条各号に定める金額に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、70,000枚を超える場合には、70,000枚）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

（選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出）

第7条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、市委員会が定めるところにより、その旨を市委員会に届け出なければならない。

（選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続）

第8条 本市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、70,000枚以内のものであることにつき、市委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

- (1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が50,000枚以下である場合 7円30銭
- (2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が50,000枚を超える場合 365,000円と4円88銭にその50,000枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額（1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。）

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される川崎市長の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された川崎市長の選挙については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

公職選挙法の一部改正に伴い、市長の選挙における選挙運動用ビラの作成に要する費用を公費負担とするため、この条例を制定するものである。

